

令和 8 年度下期

資源化物引取り仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合

目 次

鉄くず	1
廃棄自転車	2
スチール缶圧縮物	3
アルミ缶圧縮物	4
発泡インゴット	5
紙パック	6
廃ペットボトル	7
紙製容器包装等	8
(雑誌、ダンボール、古着・古布含む)	

鉄くずの引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という。）から生じる鉄くずの引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) 鉄くず

(2) 予定数量 約34.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入された大型ごみから分別した鉄くず。

当組合において可能な範囲で不純物の除去を行った、鉄類（ステンレス、アルミ含む）

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 双方の職員で積込むものを確認し、引取車両を買受者が用意し、引取ること。

(3) 引取時の積込みは、買受者にて行うこと。

(4) グラップル付ローダークレーン等装備車両を用意すること。また、当組合の積込用機材（フォークリフト、ショベルローダ）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償するものとする。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

廃棄自転車の引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じる廃棄自転車の引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

- (1) 廃棄自転車
- (2) 予定数量 約3.5トン（令和7年度下期搬出実績量）
- (3) 内 容 定期収集及び搬入された自転車。

4 入札基準

- (1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。
- (2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。
- (3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

- (1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。
- (2) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。
- (3) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。
- (4) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。
- (5) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

スチール缶圧縮物の引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じるスチール缶圧縮物の引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) スチール缶圧縮物

(2) 予定数量 約21.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入された飲料用などのスチール缶を主体とする金属類であり、当組合の設備で選別・圧縮処理したもの。
菓子缶などのブリキ缶やスプレー缶を含む。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 買受者側でパレットを用意し、そのパレットを使用しての引取りとする。

※ 同一形状・同一重量のパレットを7枚用意すること。

なお、引取り時に係るパレット枚数や搬入に関することは、別途協議する。

※ ラップ等での梱包が必要な場合はあらかじめ買受者で用意すること。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

アルミ缶圧縮物の引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じるアルミ缶圧縮物の引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) アルミ缶圧縮物

(2) 予定数量 約18.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入された飲料用などのアルミ缶を主体とする金属類であり、当組合の設備で選別・圧縮処理したもの。
スプレー缶を含む。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 買受者側でパレットを用意し、そのパレットを使用しての引取りとする。

※ 同一形状・同一重量のパレットを7枚用意すること。

なお、引取り時に係るパレット枚数や搬入に関することは、別途協議する。

※ ラップ等での梱包が必要な場合はあらかじめ買受者で用意すること。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

発泡インゴットの引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じる発泡インゴットの引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) 発泡インゴット

(2) 予定数量 約2.5トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集から選別された発泡スチロール・トレイ及び搬入された発泡スチロールを加熱減容器により、インゴット化したもの。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 買受者側でパレットを用意し、そのパレットを使用しての引取りとする。

※ 同一形状・同一重量のパレットを3枚用意すること。

※ ラップ等での梱包が必要な場合はあらかじめ買受者で用意すること。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

紙パックの引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じる紙パックの引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) 紙パック

(2) 予定数量 約8.9トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入された紙パックであり、カゴに貯留されたもの。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 買受者側が同重量（4m³程度）のカゴを4つ以上用意し、カゴでの引取りとする。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

廃ペットボトルの引取りに係る仕様書

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じる廃ペットボトルの引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) 廃ペットボトル

(2) 予定数量 約15.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入されたペットボトル（丸ボトルも含む）であり、ヤードにて貯留されたもの。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) バラ（丸ボトル）での引渡しの為、パッカー車等での引取作業とする。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（ショベルローダ）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。

紙製容器包装等の引取りに係る仕様書

(雑誌、ダンボール、古着・古布含む)

揖龍保健衛生施設事務組合（以下「組合」という）から生じる紙製容器包装等の引取りについては、本仕様書の定めるところによる。

1 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

2 引取場所

兵庫県たつの市揖西町前地513番地1

揖龍クリーンセンターストックヤード

3 引取再生処理物及び数量

(1) 紙製容器包装等

(2) 予定数量 紙製容器 約94.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

雑誌 約1.0トン（令和7年度下期搬出実績量）

ダンボール 約1.6トン（令和7年度下期搬出実績量）

古着・古布 約2.3トン（令和7年度下期搬出実績量）

(3) 内 容 定期収集及び搬入された紙製類等であり、カゴに貯留されたもの。

4 入札基準

(1) 入札額は、運搬費・積込費・分別費・残渣処分等の必要経費を含む。

(2) 計量数値は、当組合の計量器を基準とする。

(3) 関係法令等を遵守すること。

(4) 4品目すべてを引取りできる買受者でなければ落札できないものとする。

5 引取方法

(1) 当組合の処理業務に支障のないように、指定する月日及び時間を厳守し、引取りすること。

(2) 買受者側が同重量（4㎡程度）のカゴを14個以上用意し、カゴでの引取りとする。

(3) 引取時の積込みについては、買受者にて行うこと。

(4) 当組合の積込用機材（フォークリフト）を使用する場合は、当組合の許可を受け、運転資格所有者が使用すること。

(5) 機材及び設備・施設に対する事故・損傷等が生じた場合は、買受者の責任において、賠償すること。

(6) 引取物が場内に散乱した場合は、善良なる判断でもって散乱物の除去及び清掃を行うこと。

6 引取物の指定

積込みをもって引取物の指定及び引取りの承諾を行ったものとする。積込後に問題等が生じた場合には、すべて買受者の責任で処理するものとする。